

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 13	〔略〕				1 ～ 13	〔略〕			
14	地方税に係る事務に関する証明書の交付	特別区 民税・都 民税・森 林環境税 納税証明 書交付手 数料	1件につき 300円	交付のとき。	〔同左〕	〔同左〕	特別区 民税・都 民税納税 証明書交 付手数料	〔同左〕	〔同左〕
		特別区 民税・都 民税・森 林環境税 課税証明 書交付手 数料	1件につき300円。ただし、多 機能端末機による交付の場合は、 1件につき200円とする。				特別区 民税・都 民税課税 証明書交 付手数料		
		特別区 民税・都 民税・森 林環境税 非課税証 明書交付 手数料	1件につき300円。ただし、多 機能端末機による交付の場合は、 1件につき200円とする。				特別区 民税・都 民税非課 税証明書 交付手数 料		
		軽自動 車税納税 証明書交 付手数料	1件につき 300円				〔同左〕		
15 ～ 26	〔略〕				15 ～ 26	〔略〕			
備考 1～4 〔略〕					備考 1～4 〔略〕				

2 保健衛生・環境関係〔略〕

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が行う、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。 ～〔略〕 2 〔略〕	確認申請又は計画通知のとき。
2 ～ 46 の7	〔略〕			

2 保健衛生・環境関係〔略〕

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1	〔同左〕	〔同左〕	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。 ～〔略〕 2 〔略〕	〔同左〕
2 ～ 46 の7	〔略〕			

46 の8	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
46 の9	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
46 の10	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
47 ~ 47 の3	〔略〕			
	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	1件につき、開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 ア 〔略〕 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>39,000円</u> ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>76,000円</u> エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>149,000円</u> オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>225,000円</u> カ 3ヘクタール以上6ヘクタ	許可申請のとき。

〔新設〕				
〔新設〕				
46 の8	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
47 ~ 47 の3	〔略〕			
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕 〔同左〕 ア 〔略〕 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>34,000円</u> ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>65,000円</u> エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>133,000円</u> オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>200,000円</u> カ 3ヘクタール以上6ヘクタ	〔同左〕

	ール未満のもの <u>305,000円</u>
キ	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>370,000円</u>
ク	10ヘクタール以上のもの <u>497,000円</u>
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
ア	0.1ヘクタール未満のもの <u>21,000円</u>
イ	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>51,000円</u>
ウ	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>13,000円</u>
エ	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>204,000円</u>
オ	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>340,000円</u>
カ	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの <u>457,000円</u>
キ	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>567,000円</u>
ク	10ヘクタール以上のもの <u>795,000円</u>
	その他の開発行為の場合
ア	0.1ヘクタール未満のもの <u>141,000円</u>
イ	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>215,000円</u>
ウ	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>3</u>

	ール未満のもの <u>261,000円</u>
キ	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>337,000円</u>
ク	10ヘクタール以上のもの <u>460,000円</u>
	〔同左〕
ア	0.1ヘクタール未満のもの <u>20,000円</u>
イ	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>46,000円</u>
ウ	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>100,000円</u>
エ	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>185,000円</u>
オ	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>307,000円</u>
カ	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの <u>415,000円</u>
キ	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>521,000円</u>
ク	10ヘクタール以上のもの <u>737,000円</u>
	〔同左〕
ア	0.1ヘクタール未満のもの <u>131,000円</u>
イ	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>199,000円</u>
ウ	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>2</u>

			<u>20,000円</u> エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>379,000円</u> オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>573,000円</u> カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの <u>654,000円</u> キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>808,000円</u> ク 10ヘクタール以上のもの <u>1,081,000円</u>	
49	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>1,081,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は <u>1,081,000円</u> とする。 ～〔略〕	変更許可申請のとき。
50 ～ 53	〔略〕			
54	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	1通につき <u>700円</u>	写しの交付のとき。
54 の2	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき <u>900円</u>	交付のとき。
	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 — <u>500平方メートル以内のもの 20,000円</u> — <u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円</u>	許可申請のとき。

			<u>92,000円</u> エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>348,000円</u> オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>525,000円</u> カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの <u>599,000円</u> キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>746,000円</u> ク 10ヘクタール以上のもの <u>1,004,000円</u>	
49	〔同左〕	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>1,004,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は <u>1,004,000円</u> とする。 ～〔略〕	〔同左〕
50 ～ 53	〔略〕			
54	〔同左〕	〔同左〕	用紙1枚につき <u>700円</u>	〔同左〕
〔新設〕				
	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可申請に対する審査	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	1件につき、切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 — <u>500平方メートル以内のもの 18,000円</u> — <u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 31,000円</u>	許可申請のとき。

—	<u>1,000平方メートルを 超え、2,000平方メー トル以内のもの</u> 54,000 円
—	<u>2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以内のもの</u> 89,000 円
—	<u>5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以内のもの</u> 123,0 00円
—	<u>10,000平方メートル を超え、20,000平方メ ートル以内のもの</u> 201, 000円
—	<u>20,000平方メートル を超え、40,000平方メ ートル以内のもの</u> 220, 000円
—	<u>40,000平方メートル を超え、70,000平方メ ートル以内のもの</u> 275, 000円
—	<u>70,000平方メートル を超え、100,000平方 メートル以内のもの</u> 364 000円
—	<u>100,000平方メー トルを超えるもの</u> 533,0 00円
2	土石の堆積を行う場合 土石 の堆積をする土地の面積に応じ、 次に掲げる額
—	<u>500平方メートル以内の もの</u> 18,000円
—	<u>500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内 のもの</u> 28,000円
—	<u>1,000平方メートルを 超え、2,000平方メー トル以内のもの</u> 35,000

—	<u>1,000平方メートルを超 え、2,000平方メートル以 内のもの</u> 46,000円
—	<u>2,000平方メートルを超 え、5,000平方メートル以 内のもの</u> 74,000円
—	<u>5,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル 以内のもの</u> 106,000円
—	<u>10,000平方メートルを 超え、20,000平方メー トル以内のもの</u> 172,000 円
—	<u>20,000平方メートルを 超え、40,000平方メー トル以内のもの</u> 188,000 円
—	<u>40,000平方メートルを 超え、70,000平方メー トル以内のもの</u> 243,000 円
—	<u>70,000平方メートルを 超え、100,000平方メー トル以内のもの</u> 331,00 0円
—	<u>100,000平方メートル を超えるもの</u> 489,000 円

			<p>円</p> <p>— 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 54,000円</p> <p>円</p> <p>— 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>— 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 121,000円</p> <p>— 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 134,000円</p> <p>— 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 163,000円</p> <p>— 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの 207,000円</p> <p>— 100,000平方メートルを超えるもの 292,000円</p>				
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	<p>1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。</p> <p>— 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛</p>	変更許可申請のとき。	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が489,000円を超えるときは、その手数料の額は、489,000円とする。</p> <p>— 宅地造成に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛</p>	変更許可申請のとき。

土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、55の項に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

— 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、55の項に掲げる額

— その他の変更については、  
15,000円

2. 土石の堆積を行う場合 1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。

— 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積をする土地の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、55の項に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

— 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、55の項に掲げる額  
— その他の変更については、

土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、55の項に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

— 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ、55の項に掲げる額

— その他の変更については、15,000円

			15,000円	
55 の3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1通につき 900円	交付のとき。
55 の4	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき 700円	写しの交付のとき。
55 の5	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき、造成宅地の面積に応じ、次に掲げる額 0.1ヘクタール未満のもの 86,000円 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 130,000円 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 190,000円 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 260,000円 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 390,000円 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 510,000円 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 660,000円 10ヘクタール以上のもの 870,000円	認定申請のとき。
56 ～ 86	〔略〕			

備考

1～12 〔略〕

	〔新設〕			
	〔新設〕			
55 の3	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
56 ～ 86	〔略〕			

備考

1～12 〔略〕

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 4 8 の項、4 9 の項及び 5 4 の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、同部 5 5 の項及び 5 5 の 2 の項の改正規定並びに同部中 5 5 の 3 の項を 5 5 の 5 の項とし、5 5 の 2 の項の次に次のように加える改正規定は、令和 6 年 7 月 3 1 日から施行する。